

令和8年度デジタル技術普及事業調査業務仕様書

第1 業務の内容

1 業務内容

(1) 集落指導に関する打ち合わせ

京都府が指定するデジタル技術を活用した有害鳥獣の捕獲に取り組む府内の集落（7集落の予定）について、京都府の野生鳥獣対策プロジェクトチーム、市町村、集落の代表者等からヒアリングを行い、集落の被害状況や対策の実施状況を把握した上で、有効な対策を検討し、提案する。

(2) 現地調査・効果分析

①集落の被害防止対策の実施状況を踏まえ、防護柵の維持管理と一体的に実施する捕獲について、自動撮影カメラを用いて捕獲檻の設置場所を選定し、檻の設置後も自動撮影カメラにより、加害獣の侵入状況を調査する。

なお、カメラの設置は、1集落当たり5台を1箇月以上とする。

②調査結果を分析し、加害獣の効率的な捕獲について検証し、改善方法等を提案する。

③調査結果及び提案内容について、現地説明会として技術指導を2回（中間、最終）開催する。

(3) 報告書作成

集落の被害状況及び対策並びに実施した効率的な捕獲の状況について、各集落単位でとりまとめる。

2 留意事項

受託者は、業務実施にあたり委託者及び関係市町村鳥獣被害対策担当課の担当者と緊密な連絡を取り、円滑な業務の遂行を図ること。

第2 業務計画書の作成

受託者は、委託契約締結後速やかに下記に記載する事項を明らかにした業務計画書を速やかに委託者に提出しなければならない。

(1) 業務概要

(2) 業務計画

(3) 業務の担当者

(4) 業務の連絡体制

(5) その他、発注者が指示する書類

なお、業務計画内容に変更が生じた場合は、速やかに変更業務計画書を提出しなければならない。

第3 計画に関する打ち合わせ

業務の打合せは、業務着手時、業務実施中、業務完了時に行うほか、委託者が指示した時に行うものとする。

なお、受託者は、打合せの都度、記録簿を作成し、委託者の確認を得るものとする。

第4 完了報告

業務完了報告書に添付する成果品の内容及び数量は、下記のとおりとする。

名称	規格	部数	備考
電子データ 報告書	C D-R A 4 版縦	1 部 2 部	

第5 成果品提出の期日

成果品の提出期限は業務契約期日とするが、その成果品の一部について期日前に報告を求める場合がある。

第6 成果品の帰属

成果品に対する権利については、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承諾を得ないで使用し、他人に公表・貸与してはならない。

第7 契約変更

委託契約書に規定する委託者・受託者の協議事項は下記のとおりとする。

- (1) 本仕様書に示す「業務内容（第1）」、「成果品の内容及び数量（第4）」に変更が生じた場合
- (2) 履行期間に変更が生じた場合
- (3) その他変更の必要が生じた場合

第8 検査

業務完了時には、委託者の規則に基づき業務完了検査を実施する。

第9 業務実施にあたっての留意事項

1 留意事項

- (1) 環境配慮の観点から、チラシ・パンフレット等を作成する場合は、再生資源の利用に努めること。また、自動車を使用する場合は、適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。
- (2) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。
- (3) 受託者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、委託者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び委託者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

2 業務成果の取扱い

- (1) 本業務の業務成果（本業務で撮影した各種素材画像データ及び製作したデザインデータ等の製作物の著作権も含む）は委託者に帰属するものとし、委託者は、本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

- (2) 本業務の成果物に関して、著作権が発注者に帰属される各種画像データ及び製作したデザインデータ等の制作物の電子データも提出すること。
- (3) 成果物の権利等について
 - イ 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - ロ 人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - ハ 制作物について、委託者に対し受託者は著作者人格権の行使を行わないものとする。
 - ニ 受託者は、本業務において撮影した各種素材画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物について、いかなる部分も第三者が著作権やその他の知的財産権侵害を主張していないことを委託者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受託者が負うものとする。
- (4) 本業務に伴い入手した個人情報に関するものは、外部記憶装置（CD-R）に保存した上ですべて委託者に提出すること。

3 その他

- (1) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず、決して第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の目的を達成するために、委託者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受託者はこの指示に従うこと。